

日南町農業委員会だより

令和5年6月発行

いなほ 82号

◆ 発行：日南町農業委員会

◆ 編集：広報委員会

～ 農業や農地に関するご相談等、お気軽にご連絡ください ～

農業委員（議席番号順、氏名の下段は担当地区です）（敬称略）



足立 福子
阿毘縁地域



天崎 直幸
日野上地域



木山 篤志
山上地域



嶋川 克寿
石見地域



加藤 幸児
大宮地域



塩見 真由美
石見地域



足立 進也
阿毘縁地域



糸田川 啓
多里地域



福田 英夫
福栄地域



梅林 操
日野上地域

農地利用最適化推進委員（氏名の下段は担当地区です）（敬称略）



新田 和之
多里地域



丸山 栄人
石見地域



難波 豊治
石見地域



山本 昌樹
福栄地域



倉光 伸也
日野上地域



岸 幸利
阿毘縁地域



坪倉 幹也
山上地域



妹尾 重寿
山上地域



藤原 恵司
大宮地域

農地パトロールを実施します

農地利用の確認や遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用の発生防止・早期発見を目的として、今年も農地パトロールを実施します。

農地の適正な管理を怠ると、雑草が茂り害虫等の温床となるだけでなく、不法投棄等を招きやすくなり、周辺住民に迷惑をかける可能性があります。除草や病虫害駆除など、農地の適正な管理をお願いします。

7月下旬から8月末にかけて町内全域を対象に実施する予定です。詳しい日程が決まり次第、ちゃんねる日南や町ホームページなどでお知らせします。

農地へ立ち入ったり、お話を伺ったりする場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。



※ 遊休農地と判断された場合は…

【利用意向調査】

農地所有者に対し、今後の農地利用の意向を聞き取り

- ① 自ら耕作
- ② 農地中間管理事業を利用
- ③ 誰かに貸し付ける

利用意向調査の回答を基に農地のあっせんや農地利用調整または農業委員会から中間管理機構への通知を行います。

利用意向調査から6ヶ月後に意向表明どおり利用されていない場合は、農地中間管理機構と協議するよう勧告する場合があります。

勧告が行われた場合はその農地の固定資産税額が約1.8倍になる場合があります。



「遊休農地」とは…

- ・ 1年以上耕作されておらず、今後も耕作がされないと見込まれるような農地
- ・ 周辺の農地と比べて著しく低利用となっている農地

独立行政法人農業者年金基金からお手紙が届いていませんか？

現況届提出のお願い

毎年、年金受給権者の方が年金を受給する資格があるか否かについて確認しているものです。必要事項を記入、署名のうえ、7月中に農業委員会に提出してください。

※提出がなかった場合、年金の支払いが差し止められる場合がありますので、ご注意ください。



令和4年度中の農地の権利移動等の状況について

令和4年4月から令和5年3月までの農地の権利移動等の状況について、次のように取りまとめましたので、公表します。なお、面積は小数点以下四捨五入しています。

(面積の単位㎡)

	件数	田の面積	畑の面積	その他面積	合計面積
非農地証明 (農地法第2条第1項)	13	3,889	4,009	23	7,921
農地法第3条(所有権移転)	6	15,168	2,497	430	18,095
農地法第3条(相続)	1	9,120	1,362	0	10,482
農地法第3条(賃借権)	1	5,553	0	0	5,553
農地転用 (農地法第4条・第5条)	2	4,525	0	0	4,525
合意解約 (農地法第18条第6項)	26	99,279	0	5,731	105,010
農業経営基盤強化促進法による 利用権設定	156	685,243	19,012	33,785	738,039
上記のうち、農地中間管理事業 による利用権設定	68	309,266	677	17,136	327,079

日野郡農業委員会 女性農業委員研修会

3月15日(水)、尚仁福祉会福祉交流センター江美の郷(江府町)を会場に日野郡内の女性農業委員が集まり、活動の充実と委員交流を図るため、鳥取市農業委員会の濱田香会長をお招きして意見交換及び研修会を開催しました。その後、江府町農産物直売所みちくさの三輪典子代表から江府町の取り組みについてお話を伺いました。

小規模農業は女性が担う部分も大きく、女性の活躍が期待されています。

今後も定期的を開催し、それぞれの町の活動について情報交換することにより、相談できる体制をつくり、女性目線での活動をより活性化させていき、女性が積極的に活動できる体制ができればと思います。



空き家と一緒に農地の売買をしませんか？

農地を売買する場合、農業委員会で農地法第3条の許可を受ける必要がありますが、そのためには条件があり、U・Iターンで小規模な農業をしたい方には売買が難しかったですが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）（令和4年5月27日公布、令和5年4月1日施行）により農地法の農地の権利の取得の際の面積要件が廃止されました。

（お問い合わせ先）

○空き家に附属した農地に関すること

日南町農業委員会 0859-82-1902

○日南町空き家バンクに関すること

一般社団法人山里Loadにちなん 0859-82-1715



高齢で、草刈りに帰ることも難しくなってきた…

田舎で農業をしてみたい♪
作った野菜をみんなに食べてもらいたい♪



農作業事故を防ぎましょう



安全第一



毎年300人以上の方が農作業中の事故で亡くなっています。一瞬の気の緩みや油断が事故を引き起こしますので、皆さん気をつけましょう。

声をかけあって農作業することで、不慮の事故を未然に防ぐことができます。安全確認と予防対策を心がけましょう。

〔編集後記〕

春の農繁期が終わり、今は畦畔の草刈りや夏野菜の収穫などの作業が忙しくなっています。適度な休憩と水分補給をおこないながら体調管理には気を付けましょう

農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、今年度から将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」の策定を進めることとなりました。「地域計画」を策定・実行していくことは、地域農業の将来を築くうえで重要なことです。皆さんとの話し合い活動を積極的に行ってまいりますのでご協力をお願いいたします。

広報委員会委員長 足立進也 委員 梅林 操・天崎直幸・木山篤志

◆農業委員会だより「いなほ」に関するお問い合わせは日南町農業委員会事務局へ◆

〒689-5292 鳥取県日野郡日南町霞800番地 TEL：0859-82-1902 FAX：0859-82-1478